

保険について

PTA総合保険(南大谷小学校父母と教職員の会で加入している保険)

この保険は父母教が企画・立案・主催するスポーツ大会、講演会等の行事の遂行に伴う事故により生じた傷害及び賠償事故に対応する保険です。

また、この保険の掛金は、父母教の会費の中から支払われています。

《PTA団体傷害保険》

1. 被保険者の範囲

- ・ 保護者会員 ・保護者会員の同居の親族 ・教職員会員 ・児童
- ・ PTA行事の参加が事前に父母教から認められている者(PTA行事に参加するボランティア等をいいます)

2. 保険金が支払われる場合

被保険者の所属するPTAの管理下において、PTA行事に参加している間、及びPTA行事に参加する為にPTAが指定する集合場所と解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中、被った傷害、死亡、後遺障害が対象となります。

例としては、

- 腕章・パトロールプレートをつけているために(地域での安全運動実施中に)被害にあった。
(子供たちへの呼びかけや注意をした際に受けた怪我)
注: 挑発にのって暴力行為に発展した場合は適用外です。
- 校庭開放時、サッカーをしていてぶつかり倒れた時、手を骨折した。
- PTA活動のバレーボールの練習中、突き指をした。
- PTA行事後、帰宅途中に車にはねられてケガをした。

以上のような状態でケガをして医療機関に通った場合

※ケガには、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

※ケガには、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害を含みます。

3. 保険金の種類

保険金の種類	内 容	保 険 金
死亡保険金	事故の日から180日以内にその傷害が原因で死亡した時	200万円
後遺障害保険金	事故の日から180日以内にその傷害が原因で後遺障害が生じた時	その程度により死亡保険金の4%～100%
入院保険金	傷害により入院した時180日を限度として	入院1日につき3,000円
通院保険金	けがにより医師に治療を受けた時90日を限度として	通院1日につき1,500円

※自覚症状しかないムチ打ち症及び腰痛はお支払い出来ません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為・犯罪行為または闘争行為
- ③無免許運転、または酒気を帯びた状態での運転による事故
- ④疾病または心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ
- ⑤妊娠・出産・早産
- ⑥戦争、革命、内乱、暴動
- ⑦放射線照射、放射能汚染

など

《PTA団体賠償責任保険》

1. 被保険者の範囲

- ・ PTA

2. 保険金が支払われる場合

この保険は、PTA活動遂行中に発生した事故につき、PTAが法律上の賠償責任を負担する場合に保険金が支払われます。

PTA活動危険	PTA活動中に生じた偶然の事故により、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の財物を損壊した場合
事故の例	PTA活動中の一環として、夏休み中全校生徒を川に連れて行ったところ生徒の一人が、深みにはまって溺死し、その親からPTAに対し賠償請求された。 PTAで学校の清掃を行った際、積み上げられた机が倒れ、保護者(PTA会員)の中からけが人が出た。
受諾物危険	PTAが第三者から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員や生徒が壊したり、紛失したり、盗まれた場合
事故の例	PTAの講演会を開くため、第三者から借りたマイクを台から落として壊した場合

3. 保険金が支払われない主な場合

- ①故意によって生じた賠償責任
- ②戦争、革命、内乱、暴動によって生じた賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波などの自然変象によって生じた賠償責任
- ④被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理などの工事に起因する賠償責任
- ⑤自動車、車両の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑥飲食物に起因する賠償責任
- ⑦保管物の欠陥、自然の消耗または性質による破損によって生じた賠償責任
- ⑧保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた賠償責任

など

個人情報漏えい補償制度(サイバー・情報漏えい事故補償特約付 総合賠償責任保険)

※(南大谷小学校父母と教職員の会で2025年度より加入している保険)

この保険は、PTAが活動を行う上で管理している個人情報(PTA会員名簿など)が、万が一漏えいした場合、またはそのおそれが生じた場合にPTAが負うことになる法律上の損害賠償責任や、その対応にかかる各種費用を補償する制度です。PTA会員名簿の紛失、メールの誤送信、サイバー攻撃 など、予期せぬ情報漏えいリスクに備え、PTA活動の安心を支えることを目的としています。
なお、この保険の掛金についても、父母教の会費の中から支払われています。

《個人情報漏えい補償》

1. 被保険者の範囲

- ・ PTA

2. 保険金が支払われる場合

PTAが管理する個人情報の漏えい事故、またはそのおそれが発生し、以下のような損害賠償責任を負ったり、対応費用が発生したりした場合に保険金が支払われます。

①法律上の損害賠償金

個人情報の漏えい、またはそのおそれによって、PTAが法律にもとづき被害者に対して損害賠償金を支払わなければならない場合。

②各種費用

- 事故の原因や被害範囲の調査費用
- サイバー攻撃を受けた場合の対応費用(不正プログラムの除去費用など)
- 消失したデータなどの復旧費用
- 被害者への通知状やお詫び状の作成・送付費用
- 弁護士など専門家への相談費用
- 訴訟になった場合の対応費用
- その他、事故の対応に必要なとなった費用

3. 事故例

- PTA所有のパソコンがウイルスに感染し、保存されていたPTA会員の個人情報が漏えいしてしまい、損害賠償責任を負うとともに、ウイルスの除去費用が発生した。
- PTA会員が作業のためノートパソコンを持ち帰る途中、電車内に置き忘れ、個人情報が漏えいしたことで損害賠償請求を受けた。
- PTAのウェブサイトがサイバー攻撃を受けるおそれがあるとの指摘を受け調査した結果、情報流出が判明し、損害賠償責任を負うとともにサイトの復旧費用が発生した。

4. 保険金が支払われない主な場合

- ①PTA(被保険者)の故意による損害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱、暴動などによる損害
- ③地震、噴火、津波、洪水、高潮など自然災害による損害
- ④日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合
- ⑤被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えることを認識していた行為

など